

副
本

平成16年（行ウ）第20号 ハッ場ダム費用差止等請求事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

準 備 書 面 (8)

平成18年7月25日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖



被告茨城県知事指定代理人

長谷川 浩



緑 川 仁



横 田 喜一郎



住 谷 邦 夫



富 田 佳 之 田



白 田 良 夫



菅 谷 昌 英



谷 沢 肇



橋 本 則 保



被告茨城県公営企業管理者指定代理人

三 村 信 明



窪 木 達 也



岡 本 茂 晃



川 又 敬 之



目 次

- 1 利水に関する負担金及び繰出金についての原告らの主張の要旨
 - (1) 原告らが違法と主張する負担金及び繰出金
 - (2) 負担金及び繰出金支出（公金の支出）の違法事由

- 2 ハッ場ダム建設事業計画と利水に関する負担金及び繰出金の納付手続
 - (1) ハッ場ダム建設事業に関する計画の各法律上の位置付け
 - (2) 負担金及び繰出金の納付手続（公金の支出）

- 3 制度目的を逸脱した濫用の訴訟であること

- 4 財務会計法規上の義務違反がないこと
 - (1) 特定多目的ダム法7条1項に基づく建設工事費負担金
 - (2) 水特法負担金，基金負担金，繰出金

- 5 茨城県に損害は発生しないこと

(別紙)

- 1 茨城県公営企業管理者の財務会計行為（水道事業会計（特別会計）からの公金の支出）
 - (1) 特定多目的ダム法7条1項に基づく建設工事費負担金
 - (2) 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担金
 - (3) (財)利根川・荒川水源地域対策基金事業に関する負担金

- 2 茨城県知事の財務会計行為（一般会計からの繰出し）
一般会計から水道事業会計（特別会計）に対する繰出金

原告らの平成17年（2005年）12月12日付け第1準備書面のうち、治水に関する負担金（地方負担金）に関する主張については、被告らの準備書面（6）の3以下（6頁以下。被告らの準備書面（7）の2（2・3頁）を含む。）に反論したとおりであるが、本準備書面においては、利水に関する負担金及び繰出金に関する主張について反論する。

1 利水に関する負担金及び繰出金についての原告らの主張の要旨

原告らは、次の（1）の負担金及び繰出金の支出（公金の支出）は、（2）の理由により違法であると主張する。

（1）原告らが違法と主張する負担金及び繰出金

- ア 茨城県公営企業管理者（茨城県企業局長。専決権者等を含む。以下同じ。）が、特定多目的ダム法7条1項の規定に基づき、国土交通大臣の納付の通知等により、水道事業会計（特別会計）から国庫に納付する八ッ場ダム建設工事費負担金に係る公金の支出
- イ 茨城県企業局長が、水源地対策特別措置法（水特法）12条1項の規定に基づき、水道事業会計（特別会計）から群馬県に納付する八ッ場ダムに係る水源地整備計画に基づく事業に要する経費の負担金に係る公金の支出
- ウ 茨城県企業局長が、水道事業会計（特別会計）から財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に対して納付する八ッ場ダム建設に伴う利根川・荒川水源地域基金対策事業に要する経費の負担金に係る公金の支出
- エ 八ッ場ダム建設事業に係る費用に充てるため、茨城県知事の所管する一般会計から茨城県企業局長の所管する水道事業会計（特別会計）に対する出資金の繰り出し

なお、これらのうち、原告らが地方自治法242条の2第1項4号の義務付け請求訴訟の対象としてその適否を争う平成15年9月10日から平成16年9月9日までの公金の支出は、別紙のとおりである。

(2) 負担金及び繰出金支出（公金の支出）の違法事由

- ① 茨城県は、既に大幅な水余りを生じており、ハッ場ダムにより貯留される流水を利水上利用する必要はなく、また、確保した水を売ることができる見込みはないから、ハッ場ダムのダム使用权の設定を受ける必要はない（地方財政法4条1項、3条2項、地方公営企業法17条の2第2項違反）。
- ② 茨城県企業局長等は、状況の変化に応じて、ハッ場ダム建設に利水のために参画する政策を随時、適時に評価し、その評価結果を政策に反映すべき義務を怠っている（政策見直し義務違反）。
- ③ ハッ場ダムは、中和生成物の堆砂等により堆砂が早期に進行すること、ダムサイト地盤の脆弱さ等から安全性が確保されないこと、地滑りの危険があること、貴重な環境の破壊をもたらすこと等経済的、社会的損失をもたらす有害な事業である（地方財政法4条1項違反）。

2 ハッ場ダム建設事業計画と利水に関する負担金及び繰出金の納付手続

原告らの主張に反論する先立ち、被告らの準備書面（1）に述べたハッ場ダム建設事業に関する計画の各法律における位置付けと被告らの準備書面（3）に述べた利水に関する負担金及び繰出金の納付手続について、その要旨を再述する。

(1) ハッ場ダム建設事業に関する計画の各法律上の位置付け

ア 計画の概要

ハッ場ダム建設事業は、利根川水系吾妻川の群馬県吾妻郡長野原町に多目的ダムを建設することにより、利根川の洪水被害の軽減（治水：洪水調節）、吾妻川の景観に配慮した流量の増加（治水：流水の正常な機能の維持と増進）並びに水道用水及び工業用水の確保（利水：都市用水の補給）を図るものであり、この事業は、これらの河川の河川管理者である国土交通大臣が、ハッ場ダムの建設に関する基本計画を作成し、国（国土交通省）が事業主体となって実施しているものである。

イ 特定多目的ダム法関係

国土交通大臣は、ハッ場ダムの建設に関する基本計画を作成又は変更に当たっては、特定多目的ダム法4条4項の規定に基づき、関係行政機関の長（財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。各大臣は平成13年1月6日以後のもの）に協議し、関係都県知事（議会の議決を要す。）及びダム使用权設定予定者の意見をきいて、策定（昭和61年7月10日）又は変更（平成13年9月27日及び平成16年9月28日）している。

当該基本計画には、特定多目的ダム法4条2項の規定に基づき、ダム使用权の設定予定者や貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項などが定められている。また、建設に要する費用及びその負担に関する事項は、河川法59条、60条1項及び63条1項の規定に基づく国並びに群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の負担額と特定多目的ダム法7条1項の規定に基づくダム使用权設定予定者（群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、藤岡市（群馬県）、北千葉広域水道企業団（千葉県）及び印旛郡市広域市町村圏事務組合（千葉県））の負担額がそれぞれ定められている。

ウ 河川法関係

ハッ場ダムは、利根川水系の河川管理者である建設大臣（当時）が、平成9年法律第69号による改正前河川法16条1項の規定に基づき定めた利根川水系工事実施基本計画（平成4年4月7日の第5回改訂時に位置づけされる。）において、利根川上流部についてハッ場ダム等を建設し、下流の洪水調節等を図るとともに、各種用水の補給を行うものと位置付けられている。

エ 水資源開発促進法関係

ハッ場ダム建設事業は、国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）が、水資源開発促進法4条の規定に基づき、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都県知事及び国土審議会の意見を聴いて、閣議決定を経て決定した昭和51年4月

の利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画に位置付けられ、昭和63年2月及び平成13年9月の変更を経て、現在に至っている。

(2) 負担金及び繰出金の納付手続（公金の支出）

ア 特定多目的ダム法7条1項に基づく建設工事費負担金

ダム使用权の設定予定者が負担する特定多目的ダム法7条1項の規定に基づく建設工事費負担金と国庫への納付手続については、被告ら準備書面（3）（5～7頁，12・13頁，茨城県における手続については18～21頁）で述べたところである。

特定多目的ダム法7条1項に基づく建設工事費負担金の国庫への納付は、ハツ場ダムの建設に関する基本計画で定められたダム使用权設定予定者の負担額について、茨城県に対する国土交通大臣の納付の通知と歳入徴収官の納入の告知に基づき、茨城県公営企業管理者（茨城県企業局長）の所管する水道事業会計（特別会計）からなされる。茨城県企業局長やその専決権者は、県議会で議決された予算に基づいて同額を支払うものであり、予算執行の段階でこの額を増減する裁量の余地はない。この納付の通知は、被告らの準備書面（6）の5（9・10頁）で述べた河川法に基づく地方負担金と同様に、国土交通大臣が発する具体的な費用負担の命令であり、仮にこの建設工事費負担金を納付期限までに納付しなければ、法令上の義務違反となり、特定多目的ダム法36条の規定により、国税滞納処分の例によって滞納処分を受けることになる。

イ 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担金

水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担金（水特法負担金）の根拠と納付手続については、被告らの準備書面（3）（8・9頁，13・14頁，茨城県における手続については21～23頁）で述べたとおりである。

水特法負担金の支出は、ハツ場ダムの水源地域整備計画の事業（整備事業）の事業主体を代表する群馬県からの負担金の請求と納入通知書を受けて、茨城

県企業局長の所管する水道事業会計（特別会計）からなされる。この支出は、整備事業を代表する群馬県と下流受益者の関係都県との間で締結された、「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に関する下流受益者負担に関する協定書」及び「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書」によって義務付けられているものであり、また、県議会で議決された予算に基づいて執行するものであって、予算執行の段階で茨城県企業局長やその専決権者には、この額を増減する裁量の余地はない。

ウ 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担金

財団法人利根川・荒川水源地域対策金（利根川・荒川基金）の実施する事業に対する負担金（基金負担金）の根拠と納付手続については、被告らの準備書面（3）（9～11頁，14頁，茨城県における手続については23～27頁）に述べたとおりである。

基金負担金の支出は、関係都県間で締結された当該年度の細目協定書に基づき、利根川・荒川基金からの「利根川水系八ッ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書」の負担率に応じた請求を受けて、茨城県企業局長の所管する水道事業会計（特別会計）からなされる。負担金を支出する茨城県企業局長は、上記協定書に基づいた請求額の納付義務を負うものであり、また、茨城県企業局長やその専決権者は、県議会で議決された予算に基づいて執行するものであって、予算執行の段階でこの額を増減する裁量の余地はない。

エ 一般会計から水道事業会計（特別会計）に対する繰出金

八ッ場ダム建設事業の費用に充てるため、地方公営企業法18条1項及び総務省自治財政局長通知（乙138号証）に定められている繰出しの基準に基づいて行われている一般会計から水道事業会計（特別会計）に対する出資金の繰出しの根拠と手続については、被告らの準備書面（3）（27～28頁）において述べたとおりである。

この繰出しは、水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を目的として、市町村等の水道事業者に水道用水を安定的に供給し、県民の日常生活に必要な不可欠な水道用水を確保するために必要な資金として、茨城県知事の所管する一般会計から茨城県企業局長の所管する水道事業会計（特別会計）に対して繰り出しているものであるが、県議会で議決された予算に基づいて繰り出されるものであり、茨城県知事やその専決権者には、予算執行の段階でその額を増減する裁量の余地はない。

以下、項を分けて原告らの主張する前記1（2）の①ないし③に対し反論する。

3 制度目的を逸脱した濫用の訴訟であること

(1) この点については、被告らの準備書面（5）（9～11頁）、同（6）（7・8頁）において既に述べたとおりである。

(2) 原告らは、違法事由として茨城県に関する事由（前記①及び②）も挙げているが、八ッ場ダム建設事業は、これまで繰り返し述べ、また本準備書面の2（1）でその概要を述べたように、国（国土交通省）が事業主体となって実施している事業であり、原告らの主張は形式上茨城県企業局長（専決権者）及び茨城県知事（専決権者）による利水に関する建設工事費負担金の納付及び出資金の繰出し、あるいは水特法負担金や基金負担金の支出の適否を対象にしても、実質的には住民訴訟の対象とはならない国の事務、しかも訴訟をもって争うことのできない八ッ場ダム建設に関する国土交通大臣の上記各計画の適否を争うものであって、明らかに住民訴訟の制度目的を逸脱したものであり、濫用の訴訟である。

4 財務会計法規上の義務違反がないこと

原告らが違法であると主張する前記1（1）のAないしEの財務会計行為（公金の支出）のうち、まずAの茨城県企業局長（専決権者）の特定多目的ダム法7

条1項の建設工事費負担金の国庫への納付について述べ、その後にはないし工の水特法負担金、基金負担金、出資金の繰出しについて言及することとする。

なお、以下の主張は、被告らの準備書面（5）（12～15頁）をふえんするものである。

（1）特定多目的ダム法7条1項に基づく建設工事費負担金

ア 原告らは、前記①ないし③の違法事由により、国土交通大臣の納付の通知等は違法無効であるから、茨城県企業局長（専決権者）のこれに基づく特定多目的ダム法7条1項の建設工事費負担金の国庫への納付は違法であると主張しているようである。

しかし、本準備書面の2（詳細は被告らの準備書面（1）、同（3））に述べたように、八ッ場ダム建設事業は、国ほか利根川水系の治水に利害を有する関係都県や必要な新規都市用水を八ッ場ダムに求める地方公共団体の総合的な政策判断により、国が事業主体となって実施しているものであって、原告ら茨城県民の一部が、茨城県では水余りで利水上の必要性がない、水が売れる見込みがない等と主張するからといって、上記八ッ場ダム建設事業に関する国土交通大臣の各計画やこれに基づく同大臣の建設工事費負担金の納付の通知等やさらにこれを受けた茨城県議会の予算の議決までもが当然違法無効となるというようなことはあり得ることではない。すなわち、外形上客観的に一見して看取し得るような重大かつ明白な瑕疵が存在するといえないことは自明だからである。

茨城県は、原告らの主張いかんにかかわらず、国土交通大臣の納付の通知等に拘束されるのであり、その通知等に記載された金額と同額の負担金を納付しなければならず、したがって、納付の通知等による金額について議決された予算により茨城県企業局長（専決権者）が行った特定多目的ダム法7条1項の建設工事費負担金の国庫への納付は適法であって、財務会計法規上の義務違反が生じる余地はありあえないのである。なお、この点については、被告らの準備書面（6）（10・11頁）及び同（7）（2・3頁）に述べた

ところと基本的に変わるものではない。

イ この点につき、原告らは、茨城県企業局長（専決権者）が、八ッ場ダム建設事業からの撤退又は利水参画量の変更（減量）等の是正措置をとらずに、漫然と国土交通大臣の納付の通知等に従って建設工事費負担金を納付したことが財務会計法規上の義務に違反する違法なものであると主張しているようなので（被告らの準備書面（5）の4（2）（13頁）参照）、この点について触れておくこととする。

（ア）ダム使用权の設定予定者が事業からの撤退や参画利水量の減量を求めようとする場合、国土交通大臣のダム建設基本計画の変更を経なければならぬ。この場合、国土交通大臣は、特定多目的ダム法4条4項の規定に基づき、関係行政機関の長への協議、関係都県知事に対する意見聴取（当該都県の議会の同意を含む。）、ダム使用权設定予定者の同意を経た上、ダム建設に関する基本計画を変更することができるのであって、それがなされた場合に、事業からの撤退や利水参画量の減量が可能となるものであり、ダム使用权設定予定者の一存で自由に撤退や減量ができるものではない。

茨城県企業局長（専決権者）の建設工事費負担金の国庫への納付は、国土交通大臣の策定した基本計画及び納付の通知等をその原因とするものであり、茨城県が仮にダム使用权の設定申請取下げの意思表示を一方的にしたとしても、国土交通大臣による基本計画の変更と納付の通知等に変更がない限り、建設工事費負担金の国庫への納付はしなければならないのであり、したがって、この点で財務会計法規上の義務違反が生じる余地はないのである。

（イ）また、ダム使用权設定予定者が、事業からの撤退又は参画利水量の減量を行うことによりダム建設事業が縮小された場合には、撤退するダム使用权設定予定者は不要支出額（特定多目的ダム法施行令6条の2）と残存事業者の投資可能限度額（同施行令6条の3）を超えた分を、また、利水参画量を減量したダム使用权設定予定者は計画変更後の多目的ダムの建設費

用に対する負担分及び不要支出額等を、負担しなければならない（同施行令1条の2第2項）。

そして、撤退者が既に納付した負担金の額が撤退に伴い負担することとされた事業の縮小に伴う不要支出額等の額を超える場合には、既に納付した負担金の額から不要支出額等を控除した額が還付される（同施行令14条の2第2号）。

さらに、ハッ場ダム建設事業に係る建設工事費負担金については、その負担金の2分の1ないし3分の1の額を、厚生労働省から水道水源開発整備費国庫補助として受けており、平成16年度までの補助受入額は、約21億円にのぼる。仮にダム事業から撤退した場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、補助金の交付決定の取消しを受け、既に交付された補助金の返還を命じられることもありうるのである。

このように、事業から撤退し又は利水参画量を減量したからといって、既に納付した負担金が還付されるものではなく、撤退等が必ずしもダム使用权設定予定者たる地方公共団体に財産上の利益をもたらすものとはいえないのである。

(ウ) いずれにせよ、このような撤退等の措置をとるか否かは、諸般の事情を考慮した利水行政上の総合的な政策判断によるものであり、国土交通大臣の納付の通知等に基づいて国庫への納付が義務付けられている茨城県企業局長の建設工事費負担金の支出それ自体は、その点のいかんにかかわらず適法なのであって、撤退等の措置と財務会計法規上の措置とは直接関係ないのである。

ウ 上記したように、茨城県企業局長の建設工事費負担金の国庫への納付は適法な公金の支出であることは明らかであるが、念のため、原告らの主張する①ないし③の違法事由について、個別に検討することとする。

(ア) まず①の茨城県は水余りであるから利水上の利益はなく、水が売れる見

込みもないという主張についてである。

この①の事由は、そもそも財務会計法規上の義務とは関係のない一般行政上の事由の主張でしかない上、茨城県に発生する財産上の損害と直接結びつくものではなく、その損害と因果関係のある主張でもない。したがって、主張自体失当の主張である。

また、およそ安定した県民生活のため、供給能力に余裕のある上水道の水源を確保し、あるいはそのための施設の建設をしたからといって、一般にこれを違法な事業計画だなどといえるものではない（例えば、将来の交通量予測をもとに都市計画道路の幅員を100mとするか50mとするかあるいはそれ以下にするか等は、政策判断に委ねられており、当不当の問題はあり得ても、一般に交通量予測を超えた幅員の道路だから違法などといえるものではない。）。その意味で、この主張は、政策の当否の議論が出るものではなく、的確な違法事由の主張となっていない（なお、この種の政策論争についての直接参政制度としては、地方自治法は75条の事務監査請求を予定している。）。その意味でも主張自体失当のものである。

さらに、原告らは、この①の事由を挙げて、地方財政法4条1項、同法3条2項、地方公営企業17条の2第2項に違反すると主張している。地方財政法4条1項については、被告ら準備書面（5）（19～23頁）、同6（12頁）に述べたとおりであり、また、地方財政法3条2項については、被告ら準備書面（5）（23・24頁）に述べたとおりであるので、ここでは、地方公営企業17条の2第2項について述べることにする。

地方公営企業法17条の2は、地方公共団体が経営する「企業」に関し、同法3条に規定する企業としての経済性を発揮させるため、原則として企業経営に伴う収入をもってその経費を負担するように求め、他方で、その性質上収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、一般会計等で出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担すべき旨規定しているものである。同条は、主として企業会計の

一般会計からの分離独立を図るという基本原則を訓示した規定であり、一般会計に対する予算編成上の基本原則を示したものである。そのため、仮に、経費の負担区分違反があったとしても、そのこと自体が直ちに違法となるものではなく、もとより地方公共団体全体からみて当該地方公共団体に損害をもたらすものでもない。したがって、原告らの同法17条の2違反の主張は、地方財政法4条1項、同法3条2項の主張を含め、主張自体失当な主張である。

なお、被告らの準備書面(1)(13・14頁)で述べたように、茨城県企業局県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業の受水道事業体(県南及び県西地域の10市町村)では、既に水需要が発生していることから、現在、暫定豊水水利権により、計画取水量の約47%(毎秒0.516立方メートル)を取得し、これを上水道用水として受水道事業者に用水供給している。原告らの①の利水上の利益はない等の主張は、このような理由によっても失当である。

(イ) 次の②の主張は、これも財務会計法規上の義務とは無関係の主張である上、それによって茨城県に現実の財産上の損害が発生するわけではなく、損害と何ら因果関係がないため、主張自体失当のものである。

なお、②の原告らの主張は、茨城県企業局長による特定多目的ダム法7条1項に基づく建設工事費負担金の支出について、茨城県企業局長には、当初申請(昭和60年11月)のみならず、その後の状況変化等に応じて、本件八ッ場ダムによる利水上の権利を確保する必要があるとする茨城県の政策判断を、随時、適時に再度評価し、かかる評価に従ってその評価結果を茨城県の政策に反映すべき義務があるところ、茨城県企業局長は、かかる政策見直し義務に違反してその支出をしているというものであるが、念のため、この点について反論する。

まず、原告らが茨城県企業局長に政策見直し義務があるとする法的根拠が不明であるが、仮に行政機関が行う政策の評価に関する法律を根拠とす

るといふのであれば、当該法律は国の機関を対象とするものであって（行政機関が行う政策の評価に関する法律2条）、都道府県（茨城県企業局長）に適用はない。

また、茨城県では、平成12年12月の茨城県長期総合計画の改訂による人口フレーム等の見直し等を踏まえ、霞ヶ浦導水事業の参画水量を毎秒3.5立方メートル（取水量ベースで日量換算して日量302,000立方メートル）削減し、大谷原川ダムの中止による参画水量を毎秒0.009立方メートル（同800立方メートル）削減し、平成13年12月の県南地域及び県西地域の市町村長からの広域的水道整備計画の策定の要請を受け、県で同地域の水需要を調査した結果、湯西川ダムの参画水量を毎秒1.202立方メートル（同10万4000立方メートル）削減しているのである（被告ら準備書面（2）（13頁）参照）。何ら見直しをせず漫然と支出しているとの原告らの主張は前提に誤りがあり、失当である。

（ウ）さらに③の主張は、被告らの準備書面（6）（11頁）に述べたように、本件での茨城県の財産上の損害を無理矢理作出するための主張のようであるが、その主張が失当であることは、被告らの準備書面（5）（25・26頁）に述べたとおりである。

（2）水特法負担金，基金負担金，繰出金

ア 原告らのこれらの負担金，繰出金の支出の違法事由として掲げるものは、前記した特定多目的ダム法7条1項の建設工事費負担金のそれと同じであって、これら負担金，繰出金に関する固有の違法事由の主張（例えば、当該負担金の流用等）ではない。

およそ、水特法負担金及び基金負担金は、国土交通大臣のダム建設基本計画を前提とするものであり、上記（1）のイに述べたように、ダム使用権設定予定者が事業からの撤退又は利水参画量の減量を行い、それにより協定等の変更がなされない限り、協定等に定められた各負担金の支出は義務づけられるのであって、茨城県企業局長（専決権者）の一方的意思により、その負

担金の免除や減額をすることはできないのである。したがって、原告らが挙げる違法事由によって、茨城県企業局長（専決権者）の水特法負担金、基金負担金の支出（公金の支出）が違法になるということはありません。

茨城県知事（専決権者）の一般会計から水道事業会計（特別会計）への繰出しについても上記の理は同じであって、その繰出し自体に何ら違法な点はないのである。

イ また、原告らが挙げる①ないし③の違法事由は、前記（１）のウの（ア）ないし（ウ）に述べたように、いずれも失当のものである。

その意味でも、同じ事由を挙げて水特法負担金、基金負担金及び繰出金の支出（公金の支出）が違法であるとする原告らの主張は、失当なものである。

ウ なお、これら負担金等の支出が違法でないことについて付言することとする。

水源地域対策特別措置法は、ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等により、関係住民の生活の安定等を図り、もってダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする。八ッ場ダムに係る同計画に基づく水源地域整備事業の実施に当たり、茨城県企業局はその経費の一部を同法１２条１項に基づいて負担するものであり、利水上の必要性から八ッ場ダムにダム使用权設定予定者として参画している以上、水源地域整備事業に要する経費を負担することに何ら違法とされるものではない。

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金は、ダム等の建設に伴う水源地域への影響を可能な限り緩和するため、前述の水源地域対策特別措置法に基づく水源地域対策を補完しつつ、水没関係住民の生活安定及び水没関係地域の振興のために必要な助成事業などを実施するものである。ダム使用权設定予定者として参画していることから、水没関係住民の生活安定と水没関係地域の振興のため、助成事業等を行う必要性があり、そのための経費を負担するのであって、何ら違法とされる余地はない。

一般会計から水道事業会計（特別会計）に対する出資金の繰出しについては、地方公営企業法18条1項に基づき、水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を目的として、総務省自治財政局長通知に定められている繰出しの基準に基づいて行っているものである。市町村等の水道事業者に水道用水を安定的に供給し、県民の日常生活に必要不可欠な水道用水を確保するために必要な資金として、茨城県知事の所管する一般会計から茨城県企業局長の所管する水道事業会計（特別会計）に対して出資金を繰り出すことに、何ら違法とされる点はない。

5 茨城県に損害は発生しないこと

この点については、被告ら準備書面（5）（16～18頁）に述べたとおりである。もっとも、茨城県に発生する財産上の損害という観点からみれば、唯一上記③の主張が損害と因果関係のある主張といえるかもしれないが（損害を無理矢理作出するための主張のような印象ではあるが）、その主張が失当であることは、被告ら準備書面（5）（25・26頁）、同（2）（22～24頁）に述べたとおりである。

以上

(別紙)

1 茨城県公営企業管理者の財務会計行為（水道事業会計（特別会計）からの公金の支出）

(1) 特定多目的ダム法7条1項に基づく建設工事費負担金（平成15年9月10日から平成16年9月9日まで）

ア 15年度（第3四半期分）

項目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金額	根拠法令等
予算措置	15年3月20日 16年3月15日	県議会（当初予算議決） 県議会（補正予算議決）	6,752,199,000円 △1,431,723,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
納付の通知	15年11月12日	国土交通大臣	98,232,000円	特定多目的ダム法施行令11条の3
納入の告知	15年11月25日	国土交通省大臣官房会計課長	98,232,000円	会計法6条, 予算決算及び会計令29条
支出負担行為	15年12月1日	公営企業管理者	98,232,000円	地方公営企業法8条1項・9条 茨城県企業局会計規程50条
支出命令	15年12月2日	公営企業管理者 <業務課長>	98,232,000円	地方公営企業法8条1項・9条 <茨城県企業局会計規程52条1項>
支出（納付）	15年12月12日	公営企業管理者（企業出納員）	98,232,000円	地方公営企業法27条 （同法28条・13条2項） <茨城県企業局会計規程55条>

イ 15年度（第4四半期分）

項目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金額	根拠法令等
予算措置	15年3月20日 16年3月15日	県議会（当初予算議決） 県議会（補正予算議決）	6,752,199,000円 △1,431,723,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
納付の通知	16年2月3日	国土交通大臣	135,068,000円	特定多目的ダム法施行令11条の3
納入の告知	16年2月9日	国土交通省大臣官房会計課長	135,068,000円	会計法6条，予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年2月17日	公営企業管理者	135,068,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜茨城県企業局会計規程50条＞
支出命令	16年2月17日	公営企業管理者＜業務課長＞	135,068,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜茨城県企業局会計規程52条1項＞
支出（納付）	16年2月27日	公営企業管理者（企業出納員）	135,068,000円	地方公営企業法27条 （同法28条・13条2項） ＜茨城県企業局会計規程55条＞

ウ 16年度（第1四半期分）

項 目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	16年3月22日 17年3月9日	県議会（当初予算議決） 県議会（補正予算議決）	5,203,481,000円 △479,133,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
納付の通知	16年6月1日	国土交通大臣	182,054,000円	特定多目的ダム法施行令11条の3
納入の告知	16年6月14日	国土交通省大臣官房会計課長	182,054,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年6月11日	公営企業管理者	182,054,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜茨城県企業局会計規程50条＞
支出命令	16年6月11日	公営企業管理者＜業務課長＞	182,054,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜茨城県企業局会計規程52条1項＞
支出（納付）	16年6月30日	公営企業管理者（企業出納員）	182,054,000円	地方公営企業法27条 （同法28条・13条2項） ＜茨城県企業局会計規程55条＞

エ 16年度（第2四半期分）

項 目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	16年3月22日 17年3月9日	県議会（当初予算議決） 県議会（補正予算議決）	5,203,481,000円 △479,133,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
納付の通知	16年7月28日	国土交通大臣	151,711,000円	特定多目的ダム法施行令11条の3
納入の告知	16年8月12日	国土交通省大臣官房会計課長	151,711,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年8月11日	公営企業管理者	151,711,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜茨城県企業局会計規程50条＞
支出命令	16年8月11日	公営企業管理者＜業務課長＞	151,711,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜茨城県企業局会計規程52条1項＞
支出（納付）	16年8月31日	公営企業管理者（企業出納員）	151,711,000円	地方公営企業法27条（同法28条・13条2項） ＜茨城県企業局会計規程55条＞

(2) 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担金（平成15年9月10日から平成16年9月9日まで）

① 水道事業会計
ア 15年度（第1回分）

項 目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	15年3月20日 16年3月15日	県議会（当初予算議決） 県議会（補正予算議決）	6,752,199,000円 △1,431,723,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
請求書	15年9月10日	群馬県知事	32,603,000円	覚書3条1項
納入通知書	15年9月10日	群馬県知事	32,603,000円	覚書3条1項
支出負担行為	15年9月18日	公営企業管理者	32,603,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜茨城県企業局会計規程50条＞
支出命令	15年9月18日	公営企業管理者＜業務課長＞	32,603,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜茨城県企業局会計規程52条1項＞
支出（納付）	15年9月30日	公営企業管理者（企業出納員）	32,603,000円	地方公営企業法27条（同法28条・13条2項） ＜茨城県企業局会計規程55条＞

イ 15年度（第2回分）

項 目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	15年3月20日 16年3月15日	県議会（当初予算議決） 県議会（補正予算議決）	6,752,199,000円 △1,431,723,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
請求書	16年1月13日	群馬県知事	36,550,000円	覚書3条3項
納入通知書	16年1月13日	群馬県知事	36,550,000円	覚書3条3項
支出負担行為	16年1月20日	公営企業管理者	36,550,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜茨城県企業局会計規程50条＞
支出命令	16年1月20日	公営企業管理者＜業務課長＞	36,550,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜茨城県企業局会計規程52条1項＞
支出（納付）	16年1月30日	公営企業管理者（企業出納員）	36,550,000円	地方公営企業法27条（同法28条・13条2項） ＜茨城県企業局会計規程55条＞

《負担の根拠》

- ・「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」（平成8年2月22日付けで締結）
- ・「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書」（同日付けで締結）

(3) (財) 利根川・荒川水源地域対策基金事業に関する負担金 (平成15年9月10日から平成16年9月9日まで)

① 水道事業会計
ア 15年度 (後期分)

項目	年月日 (平成)	権限者<専決権者> (受任者)	金額	根拠法令等
予算措置	15年3月20日 16年3月15日	県議会 (当初予算議決) 県議会 (補正予算議決)	6,752,199,000円 △1,431,723,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
振込依頼	15年11月28日	利根川・荒川基金	5,485,300円	八ッ場ダム平成15年度細目協定書3条
請求書	15年11月28日	利根川・荒川基金	5,485,300円	八ッ場ダム平成15年度細目協定書3条
支出負担行為	15年12月5日	公営企業管理者<業務課長>	5,485,300円	地方公営企業法8条1項・9条 <茨城県企業局会計規程50条>
支出命令	15年12月5日	公営企業管理者 <業務課長>	5,485,300円	地方公営企業法8条1項・9条 <茨城県企業局会計規程52条1項>
支出 (納付)	15年12月19日	公営企業管理者 (企業出納員)	5,485,300円	地方公営企業法27条 (同法28条・13条2項) <茨城県企業局会計規程68条>

イ 16年度（前期分）

項目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金額	根拠法令等
予算措置	16年3月22日 17年3月9日	県議会（当初予算議決） 県議会（補正予算議決）	5,203,481,000円 △479,133,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
振込依頼	16年6月25日	利根川・荒川基金	9,925,954円	八ッ場ダム平成16年度細目協定書3条
請求書	16年6月25日	利根川・荒川基金	9,925,954円	八ッ場ダム平成16年度細目協定書3条
支出負担行為	16年7月12日	公営企業管理者＜業務課長＞	9,925,954円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜茨城県企業局会計規程50条＞
支出命令	16年7月12日	公営企業管理者＜業務課長＞	9,925,954円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜茨城県企業局会計規程52条1項＞
支出（納付）	16年7月20日	公営企業管理者（企業出納員）	9,925,954円	地方公営企業法27条（同法28条・13条2項） ＜茨城県企業局会計規程68条＞

＜負担の根拠＞

- ・財団法人利根川、荒川水源地域対策基金業務方法書第8条
- ・「利根川水系八ッ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書」
(平成2年8月1日付けで締結)
- ・「八ッ場ダム平成15年度細目協定書」(平成15年5月2日付けで締結)
- ・「八ッ場ダム平成16年度細目協定書」(平成16年5月20日付けで締結)

2 茨城県知事の財務会計行為（一般会計からの繰出し）

一般会計から水道事業会計（特別会計）に対する繰出金（平成15年9月10日から平成16年9月9日まで）

項 目	年月日（平成）	権限者 <専決権者>	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	15年3月20日 16年3月15日	県議会（当初予算議決） （補正予算議決）	1,282,000,000円 6,000,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
出資金の申請	16年3月5日	公営企業管理者	193,000,000円	地方公営企業法18条1項 総務省自治財政局長通知（15.4.21付け総財公第31号）
納入通知	16年3月19日	公営企業管理者	193,000,000円	地方公営企業法18条1項 総務省自治財政局長通知（15.4.21付け総財公第31号）
支出負担行為	16年3月16日	知 事 <保健福祉部長>	193,000,000円	地方自治法232条の3<茨城県財務規則第76条>
支出命令	16年3月22日	知 事 <生活衛生課長>	193,000,000円	地方自治法232条の4第1項 <茨城県財務規則78条1項>
支出（繰出）	16年3月31日	出納長	193,000,000円	地方自治法232条の4第2項 <茨城県財務規則84条>